#### 第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10888号農林 水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表3の薬用作物等地域特産作物 産地確立支援事業(以下「本事業」という。)の実施に当たっては、要綱に定める もののほか、以下に定めるところによる。

### 第2 対象事業

本事業は、次に掲げる1から5までの事業とし、各事業の事業内容等はそれぞれ 別紙1から別紙5までに定めるとおりとする。

- 1 薬用作物産地確立支援事業(別紙1)
- 2 薬用作物産地支援体制整備事業(別紙2)
- 3 国産茶需要拡大等支援事業(別紙3)
- 4 地域特産作物産地確立支援事業(別紙4)
- 5 地域特產作物新需要創出產地支援事業(別紙5)

# 第3 事業実施主体

事業実施主体は、要綱別表3の事業実施主体の欄に定める事業実施主体であって、 以下の要件を全て満たすものとする。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)により、原則として補助金の交付決定を行うことができない。

- 1 地域特産作物についての知見を有し、かつ、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、現地実証等を的確に行う能力を有すること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えていること。
- 3 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、 責任を持つことができる者であること。
- 4 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認める者であること。
- 5 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

# 1 薬用作物産地確立支援事業

#### 第1 事業の内容等

## 1 事業内容

薬用作物産地確立支援事業(以下「薬用支援事業」という。)の事業内容は以下のとおりとする。

### (1)検討会の開催

事業実施主体は、薬用作物の栽培に資する取組を実施するため、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の薬用支援事業の推進に必要な構成員による検討会を開催し、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うことができるものとする。

なお、事業実施主体は、検討会の構成員に実需者が含まれるように努めると ともに、(2)、(3)、(4) 又は(5) の取組を行う場合には、検討会は必ず 開催するものとする。

### (2) 栽培実証ほの設置

事業実施主体は、薬用作物の安定した生産に資する栽培技術を確立させるために必要な栽培実証ほを設置することができるものとする。

また、栽培技術の確立の実証に必要な場合には、必要に応じて農業機械のリースによる導入ができるものとする。

なお、収穫まで複数年を要する薬用作物にあっては、収穫までに要する年数相当分(ただし、3年相当分を超えないものとする。)のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上することができるものとする。

#### (3)種苗増殖実証ほの設置

事業実施主体は、薬用作物の優良種苗の安定生産及び安定供給に資する栽培技術を確立するために必要な種苗増殖実証ほを設置することができるものとする。この場合には、併せて、産地の種苗供給に関する方針について検討するものとする。

また、栽培技術の確立の実証に必要な場合には、必要に応じて農業機械のリースによる導入ができるものとする。

なお、必要に応じて、取組の初年度から3年間を上限に取り組むことができるものとする。

### (4) 農業機械の改良

事業実施主体は、薬用作物の低コスト生産体制の確立に必要な農業機械について、市販されている農業機械又は既に事業実施主体が所有している農業機械を改良することができるものとする。

なお、事業実施主体が自ら農業機械の改良を行う場合には、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

### (5) 栽培マニュアルの作成

事業実施主体は、栽培技術を普及させるための栽培マニュアルを作成することができるものとする。

#### 2 事業の委託

第1の1の(2)から(5)までの取組については、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができる。なお、委託を行うに当たっては、補助金の額の50%未満とし、事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認められない。

#### 3 事業実施主体

- (1)要綱別表3のIの事業実施主体の欄の「協議会」及び「その他農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならないものとする。

### 4 対象作物の範囲

漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用される薬用作物及び健康食品 向け等の漢方薬の原料以外に使用される薬用作物を薬用支援事業の対象作物とす る。

# 5 補助要件

薬用支援事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 受益農家及び事業参加者が、3戸以上であること。
- (2) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (3) 栽培実証ほを設置する場合には、1薬用作物当たりの設置面積(又は29年度中における計画設置面積)が原則として5アール以上であること。
- (4)種苗増殖実証ほを設置する場合には、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること。
- 6 リース又は改良を行う農業機械の範囲

リース又は改良を行う農業機械の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、 次に掲げる農業機械は対象機械から除くものとする。

ア トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバ イン

- イ 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
- ウ 販売業者により設定されている小売希望価格 (これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械
- エ 薬用支援事業による導入以前に利用された実績のある農業機械
- オ リース利用者が既に利用している農業機械と同種・同程度のものへの更新と みなされる農業機械
- 7 リース契約の条件

薬用支援事業の対象とするリース契約(リース利用者と当該リース利用者が導

入する農業機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第6の1により承認された事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が第6の3の(1)のアにより決定されたものであること。
- (3) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。
- (4) 国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。
- 8 補助率

補助率は、定額とする。ただし、1の(1)、(2)の農業機械リースにあっては1/2以内とする。

### 第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する別紙6の経費であって薬用支援事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙6の費目ごとに整理するとともに他の事業 等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (1)検討会の開催の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、役務費、雑 役務費等とする。
- (2) 栽培実証ほの設置に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、 役務費、雑役務費等とする。
- (3)種苗増殖実証ほの設置に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (4)農業機械の改良の実施に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、 賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (5) 栽培マニュアルの作成に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- 2 リース料助成金の額の計算方法

リース事業に係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及び 残存価格は消費税を除く額とし、リース期間はリース利用者が農業機械を借り受 ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位 の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- ア リース料金=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)
- イ リース料金=リース物件価格-残存価格
  - リース料助成額は、リース期間中、実証ほの設置に対する国からの助成期間分(ただし、3年相当分を超えないものとする。)とする。
- ウ リース料助成額=(ア又はイにより算出されたリース料×実証ほの設置期間における国からの助成期間/リース期間)×補助率
- 3 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に 係る経費
- (2) 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作 に係るものを除く。)又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に 要したことを証明できない経費

# 第3 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

#### 第4 成果目標

- 1 要綱第4の事業の成果目標の目標年度は、平成31年度とする。
- 2 薬用支援事業の成果目標は、各事業実施主体が実施する区域(以下「受益地区」 という。)において、当該事業で生産(種苗生産を含む)に取り組む薬用作物の 栽培面積又は生産量を平成25年度に比べて平成31年度までに1.5倍以上の拡大を 図ることとする。

# 第5 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき薬用支援事業の事業実施計画 を別記様式第1号により作成し、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事 務所を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。) に提出するものとする。
- 2 要綱第5の1の(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第6の1に準じて行うものとする。
- (1) 事業又は取組の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) リース事業により導入する農業機械、リース利用者の変更
- (4)補助事業費又は事業量の3割を超える変更

#### 第6 事業実施手続

- 1 事業の承認
- (1) 地方農政局長の承認

地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の2の事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業の薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- ア 第1の5の補助要件を全て満たしていること
- イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
- ウ リース事業により農業機械を導入しようとする場合は、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと
- (ア) 当該リース対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、 リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること
- (イ) 当該リース対象農業機械の規模及び能力が、実証ほの規模等からみて適 正であり、かつ過大なものではないこと
- エ 農業機械の改良を行うのに必要な農業機械を購入しようとする場合は、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと
  - (ア) 当該購入対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実施期間にわたり、十分な利用が見込まれること
  - (イ) 当該購入対象農業機械の規模及び能力が、受益農家数、受益地区等から みて適正であり、かつ過大なものではないこと
- (2) 地方農政局長の通知

地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

#### 2 事業の着手

(1)事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、 交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、 地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手 届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2)(1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業 実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が 確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失

等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- 3 リース事業に係る手続
- (1) リース事業者等の決定

#### ア リース事業者

交付決定後に事業実施主体は、リース事業者に農業機械を納入する事業者 を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議して リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。ま た、事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を地方農政局長 に提出するものとする。

# イ 農業機械の販売者

交付決定後に事業実施主体は、農業機械の改良を行う事業実施主体に農業 機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業 機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、 事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を地方農政局長に提 出するものとする。

# (2) リース料助成金の支払

事業実施主体は、3の(1)のアの入札結果及びリース契約に基づき農業機械がリース利用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第2の2により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

#### (3) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

#### 4 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を 委託している場合には管理主体)及びリース利用者(以下「事業実施主体等」と いう。)に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業 実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、 事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

#### 5 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、 又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

- ア リース契約を解約又は解除したとき
- イ リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- ウ リース物件が消滅又は消失したとき
- エ 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- オ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- カ 締結されたリース契約が、第1の7に定めたれたリース契約の条件に合致 しないことが明らかとなったとき
- キ 第8に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- ク リース事業において導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効 率的に利用されていないと判断されるとき
- ケ 実証ほの取組が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていない ことが明らかになったとき

### 第7 事業実施状況の報告及び指導

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施主体による事業実施状況の報告は、別記様式第 5号により、事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業の実施 状況を翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1による事業実施状況の報告の内容について審査し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し必要に応じ成果目標の達成に向けた指導を行うものとする。

#### 第8 事業の評価及び改善指導

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式 第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するも のとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に基づく事業評価が成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、

関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応 じ事業実施主体から聞取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第8号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第9号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、6による目標達成に向けた取組終了後、事業実施主体に再度事業評価を提出させるものとする。

### 第9 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、 実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権 の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱 うものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、 別紙様式第10号により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

### 第10 収益納付

- 1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別紙様式第11号により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- 2 地方農政局長は、1の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主 体に納付を命ずることができるものとする。
- (1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、 当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助 金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗 じて得た額
- (2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- 3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

#### 第11 その他

1 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、 生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 2 薬用作物産地支援体制整備事業

#### 第1 事業の内容等

## 1 事業内容

薬用作物産地支援体制整備事業(以下「薬用体制整備事業」という。)の事業 内容は以下のとおりとする。

#### (1)検討会の開催

事業実施主体は、薬用作物の生産振興を図るため、薬用作物に関する知見や 栽培経験を有する有識者等による検討会を開催し、薬用作物の更なる産地化を 支援することができるものとする。

### (2) 事前相談窓口の設置

事業実施主体は、薬用作物の産地化を望む地域の要望や課題に応じた統一的な指導体制を確立するため、事前相談窓口を設置するものとする。

#### (3) 地域相談会の実施

事業実施主体は、薬用作物の国内原料の安定供給や需給に関する情報の受発信による産地サイドと実需者サイドの連携を図るため、相談会を実施することができるものとする。

### (4) 栽培技術研修の実施

事業実施主体は、薬用作物の栽培指導者等を対象に、薬用作物の産地形成や 栽培技術指導の確立を図り、産地の生産性向上を高めるための、栽培技術研修 を実施するものとする。

#### (5)調査・分析等

事業実施主体は、各産地の薬用作物に関する動向の把握や技術の普及等に必要な調査・分析等を実施することができるものとする。

#### 2 事業の委託

第1の1の(2)から(5)までの取組については、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができる。なお、委託を行うに当たっては、補助金の額の50%未満とし、事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認められない。

#### 3 事業実施主体

事業実施主体は、産地の薬用作物に対する知識や栽培技術指導についての知見を有するとともに、産地の求めに応じた相談体制や適切な栽培技術指導を行う能力を有するものとする。また、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。

### 4 補助率及び上限事業費

補助率は、定額とする。

ただし、事業実施主体の上限事業費は、23,900千円とする。

### 第2 助成

#### 1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する別紙6の経費であって薬用体制整備事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙6の費目ごとに整理するとともに他の事業 等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (1)検討会の開催に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役 務費、雑役務費等とする。
- (2) 事前相談窓口の設置に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃 金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (3) 地域相談会の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、 役務費、雑役務費等とする。
- (4) 栽培技術研修の実施に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (5) 調査・分析等に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役 務費、雑役務費等とする。
- 2 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に 係る経費
- (2) 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作 に係るものを除く。) 又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に 要したことを証明できない経費

# 第3 成果目標

薬用体制整備事業に取り組む事業実施主体は、新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、幅広く栽培されている薬用作物のうち5品目以上について、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を実施することとする。

# 第4 事業実施手続

1 要綱第5の1の(4)に基づく薬用体制整備事業の事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号により行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち薬用作物等地域特産作物産地 確立支援事業公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画は、 要綱第5の1の(4)に基づいた薬用体制整備事業の事業実施計画の承認を得たものとみなす。

2 薬用体制整備事業の事業実施計画の重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助 事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとし、重要な変更に係る手続は 1に準じて行うものとする。

なお、生産局長は、1の事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を 受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するもの とする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知 するものとする。

3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、生産局長に提出するものとする。

- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前に その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後に おいても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにする ものとする。

# 6 指導監督

生産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を委託している場合には管理主体)に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、生産局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業 実施主体等を十分に指導監督するものとする。

#### 7 助成金の返還等

生産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、生産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認め

るときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部について の返還を命ずることができるものとする。

- ア 生産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- イ 第6に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- ウ 相談窓口の取組が継続していないこと及び適切な栽培技術研修が行われて いないことが明らかになったとき

### 第5 事業実施状況の報告及び指導

- 1 要綱第6の3に基づく事業実施主体による事業実施状況の報告は、別記様式第 5号により、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、事業の結果、成果等について、生産局長に報告するものとする。
- 2 生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果 目標が達成されていないと判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指 導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

#### 第6 事業の評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第6号により作成し、同年度7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、 別記様式第7号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導する ものとする。

## 第7 その他

1 不正行為に対する措置

生産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、 生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 3 国産茶需要拡大等支援事業

## 第1 事業の内容等

1 事業内容

国産茶需要拡大等支援事業(以下「茶支援事業」という。)の事業内容は以下 のとおりとする。

(1) 海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入等の取組

茶の輸出相手国の残留農薬基準に対応するための耐病虫害性品種の導入や農薬・無農薬栽培の取組、また、新たな輸出用茶商品の開発のための萎凋香等を利用した茶加工等に取り組むことを事業の内容とする。

① 検討会の開催

事業実施主体は、茶の輸出促進を図るために、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者等による検討会を開催し、輸出茶生産における課題解決に努めることとする。

② 調査・分析

国外における市場調査や茶葉の残留農薬分析等輸出促進に向けた必要な調査・分析を実施できるものとする。

③ 導入機械等のリース

農薬低減に向けた防除機械や農薬飛散防止設備、萎凋香を発生させる荒茶 加工機械等を導入することができるものとする。

(2) 国内マーケット創出のための高品質・低コスト生産への取組

生産コスト低減に向けた点滴施肥技術等の導入、新たな需要拡大のため、機能性成分を有する品種や半発酵茶・発酵茶等の新たな茶種の栽培・加工等に取り組むことを事業の内容とする。

① 検討会の開催

事業実施主体は、国内マーケット創出に向け、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者等による検討会を開催し、産地の課題解決に努めることとする。

② 調査・分析

市場調査や茶の機能性成分の分析等新たな需要開拓に向けて必要な調査・ 分析を実施できるものとする。

③ 導入機械等のリース

生産コスト削減のため、点滴施肥施設等の導入、国内におけるお茶の新たな需要拡大を図るため、半発酵茶や発酵茶に適した加工機械等の導入ができるものとする。

(3) 茶産地育成に向けた生産体制強化への取組

凍霜害常襲地域の茶産地の担い手に対し、凍霜害防止施設等の導入に取り組むことを事業の内容とする。

# ① 検討会の開催

事業実施主体は、学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業 関係者等による検討会を開催し、地域の茶産地の育成・強化に向けた取組を 支援する。

- ② 調査・分析 産地の気象状況の詳細調査など、被害防止に向けた取組を支援する。
- ③ 導入機械等のリース 近年の凍霜害による茶への被害を回避し、収量・品質向上を図るための凍 霜害防止施設等を導入する。

上記の(1) から(3) までを取り組むに当たり、「① 検討会の開催」の取組は必須とし、(3) の取組は「③ 導入機械等のリース」も必須とする。

#### 2 事業実施主体

- (1)要綱別表3のⅢの事業実施主体の欄の「協議会」及び「その他農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならないものとする。
- 3 補助要件

茶支援事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 受益農家及び事業参加者が、3戸以上であること。
- (2) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (3) 第1の1の(1)から(3)までの「③ 導入機械等のリース」の取組を行う受益農家及び事業参加者については、「人・農地プラン」(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める「人・農地プラン」または「経営再開マスタープラン」(地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める「経営再開マスタープラン」をいう。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている、又は借り受けることが見込まれる農業者等とする。

#### 4 リース契約の条件

茶支援事業の対象とするリース契約(リース利用者と当該リース利用者が導入する農業機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第6の1により承認された事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が第6の3の(1) により決定されたものである

こと。

- (3) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する 省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。
- (4) 国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。
- 5 補助率

補助率は、定額とする。ただし、第1の1の(1)~(3)の「③ 導入機械等のリース」にあっては1/2以内とする。

### 第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する別紙6の経費であって茶支援事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙6の費目ごとに整理するとともに他の事業 等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (1)検討会の開催に係る経費は、事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等とする。
- (2) 調査・分析に係る経費は、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑 役務費等 とする。
- 2 リース料助成金の額の計算方法

リース事業に係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及び 残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械を借り受 ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位 の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×補助率 イ リース料助成額=(リース物件価格-残存価格)×補助率

- 3 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に 係る経費
- (2) 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作 に係るものを除く。) 又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に

#### 要したことを証明できない経費

### 第3 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認 を受けた年度内とする。

#### 第4 成果目標

成果目標は取組内容ごとに以下のとおりとし、成果目標の目標年度は平成31年度とする。

- (1)海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入等の取組 萎凋香緑茶等の新たな商品を開発し、海外の市場開拓を図ることとする。
- (2) 国内マーケット創出のための高品質・低コスト生産への取組 生産コストの削減を目的とする場合は、リース導入する機械に対応して、肥 料費(施肥量)又は労働時間を事業導入前と比べて1割以上の削減を図ることと する。また、国内マーケット創出のための新たな品種・茶種を導入する場合は、 新たな茶商品を開発し、国内市場の開拓を図ることとする。
- (3) 茶産地育成に向けた生産体制強化への取組 導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により10%以上の 単収向上を図ることとする。併せて、地域ぐるみで凍霜害等の軽減に向けた取 組を実施し、生産体制強化を図ることとする。

# 第5 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき茶支援事業の事業実施計画を 別記様式第1号により作成し、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務 所を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ) に提出するものとする。
- 2 要綱第5の1の(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第6の1に準じて行うものとする。
- (1) 事業又は取組の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) リース事業により導入する農業機械、リース利用者の変更
- (4) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

#### 第6 事業実施手続

- 1 事業の承認
- (1) 地方農政局長の承認

地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の2の事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業の薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実

施計画の承認を得たものとみなす。

- ア 第1の3の補助要件を全て満たしていること
- イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
- ウ リース事業により農業機械を導入しようとする場合は、以下の(ア)及び(イ)を満たすこと
  - (ア) 当該リース対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、 リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること
  - (イ) 当該リース対象農業機械の規模及び能力が、当該事業で実施する茶園面 積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと
- (2) 地方農政局長の通知

地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

## 2 事業の着手

(1)事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、 交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、 地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手 届を別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2)(1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業 実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が 確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失 等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- 3 リース事業に係る手続
- (1) リース事業者の決定

交付決定後に事業実施主体は、リース事業者に農業機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を地方農政局長に提出するものとする。

(2) リース料助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき農業機械がリース利

用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第2の2により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

### (3) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

#### 4 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を委託している場合には管理主体)及びリース利用者(以下「事業実施主体等」という。)に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、 事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

### 5 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、 又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

- ア リース契約を解約又は解除したとき
- イ リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- ウ リース物件が消滅又は消失したとき
- エ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- オ 締結されたリース契約が、第1の4に定められたリース契約の条件に合致 しないことが明らかとなったとき
- カ 第8に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- キ リース事業において導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効 率的に利用されていないと判断されるとき

### 第7 事業実施状況の報告及び指導

1 要綱第6の1に基づく事業実施主体による事業実施状況の報告は、別記様式第

5号により、事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業の実施 状況を翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長は、1による事業実施状況の報告の内容について審査し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し必要に応じ成果目標の達成に向けた指導を行うものとする。

### 第8 事業の評価及び改善指導

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告は、別記様式 第6号により、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するも のとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に基づく事業 評価が成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているか どうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判 断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するも のとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、 関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うもの とする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第8号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第9号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、6による目標達成に向けた取組終了後、事業実施主体に対し 再度事業評価を提出させるものとする。

#### 第9 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、 実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作 物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権 の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権 等」という。)が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することと し、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。 なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、 別紙様式第10号により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部 を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲 渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。 事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱 いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

### 第10 収益納付

- 1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別紙様式第11号により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- 2 地方農政局長は、1の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。
- (1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、 当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助 金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗 じて得た額
- (2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- 3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

### 第11 その他

1 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、 生産局長が別に定めるところによるものとする。

# 4 地域特産作物産地確立支援事業

### 第1 事業の内容等

地域特産作物産地確立支援事業(以下「産地支援事業」という。)においては、 地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものと する。実施に当たっては、いぐさ、パインアップル及びその他地域特産作物に区 分し、それぞれの品目毎に取組を実施するものとする。

#### 1 事業内容

# (1)検討会の開催

事業の効果的・効率的な実施を図るため、学識経験者、実需者、流通業者、 農業団体等の本事業の推進に必要な有識者による検討会を開催し、事業全体の 方針及び内容の検討、進行管理及び成果の取りまとめ・発信等を行うことがで きるものとする。

# (2) 需要・消費動向等調査の実施

実需者ニーズ・消費者ニーズ、その他需要拡大に関する情報について、需給 動向を含め調査を行うことができるものとする。

### (3) 課題解決実証の実施

産地における共通の課題解決のため、新作物・新品種の導入、栽培技術・加工技術の改良、農業機械の開発・改良、試作品の商品性評価等について実証を行う。また、課題解決に向けた実証に必要な農業機械のリースによる導入を行うことができるものとする。

なお、実証に当たっては、広範な波及効果が見込まれるなど効果的な技術実証となるよう、産地と連携して行うことができるものとする。

#### (4) 需要拡大に資する取組の実施

需要拡大や実需者ニーズ等への対応を行うため、地域特産作物に係る文化の普及、学校や消費地におけるイベントへの専門家の派遣、加工や調理手法及びその他評価手法の検討等の取組を行うことができるものとする。

#### (5) 有能技能人材登録等の実施

地域特産作物の栽培・加工、流通等における卓越した技能を有する人材の登録及び表彰、情報交換会を行うことができるものとする。

#### 2 事業の委託

1の(2)から(5)までの取組については、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く)に委託することができるものとする。なお、委託を行うに当たっては、補助金の額の50%未満とし、事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認めない。

#### 3 事業実施主体

事業実施主体は、地域特産作物についての知見を有し、かつ、地域特産作物の新たな消費形態の創出や需要拡大、輸入品との差別化を図る上で、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、現地実証等を的確に行う能力を有するも

のとする。また、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約が定められているものとする。

# 4 リースを行う農業機械の範囲

リースを行う農業機械の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次に掲げる農業機械は対象機械から除くものとする。

ア トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

- イ 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
- ウ 販売業者により設定されている小売希望価格 (これが設定されていない場合 には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械
- エ 産地支援事業による導入以前に利用された実績のある農業機械
- オ リース利用者が既に利用している農業機械と同種・同程度のものへの更新と みなされる農業機械
- 5 リース契約の条件

産地支援事業の対象とするリース契約(リース利用者が導入する農業機械の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。)の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全てを満たすものとする。

- (1) 第5の1により承認された事業実施計画書に記載されたリース利用者に係る ものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が第5の6の(1)のアにより決定されたものであること。
- (3) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)以内であること。
- (4) 国等から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

# 第2 補助率及び上限事業費

補助率は、定額とする。

ただし、1事業実施主体当たりの上限事業費は以下のとおりとする。

事業対象品目	上限事業費
いぐさ	13,000千円
パインアップル	13,000千円
その他地域特産作物	7,000千円

#### 第3 助成

#### 1 補助対象経費

補助対象経費は、事業において直接要する別紙6の経費であって産地支援事業

の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙6の費目ごとに整理するとともに他の事業 等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (1)検討会の開催に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、役務費、雑 役務費等とする。
- (2) 需要・消費動向等調査の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (3) 課題解決実証の実施に係る経費であって、備品費、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (4) 需要拡大に資する取組の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃 金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (5) 有能技能人材登録等の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、 委託費、役務費、雑役務費等とする。
- 2 リース料助成金の額の計算方法

リース事業に係る助成金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、農業機械の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及び 残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械を借り受 ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位 の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額=リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数)×補助率 イ リース料助成額=(リース物件価格-残存価格)×補助率

- 3 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に 係る経費
- (2) 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作 に係るものを除く。) 又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に 要したことを証明できない経費

### 第4 成果目標

産地支援事業に取り組む事業実施主体は、地域特産作物の需要減少に歯止めをかけ、国産シェアを維持し、地域特産作物の産地を持続的に発展することを目指すこととし、次の成果目標の中から1つを選択するものとする。

なお、成果目標の値は事業実施年度の翌々年度する。

- 1 当該事業を実施する産地における事業対象品目の栽培面積又は生産量が5%以 上増加していること
- 2 当該事業を実施する産地における10 a 当たりの労働時間が5%以上減少していること
- 3 当該事業を実施する産地における10 a 当たりの収量が 5 %以上増加していること
- 4 当該事業を実施する産地における優良品種の作付面積割合が5%以上増加してること
- 5 新商品の開発が1以上行われること
- 6 地域特産作物の新たな評価手法を1以上策定すること
- 7 有能技能人材が10人以上登録されていること

# 第5 事業実施手続

1 要綱第5の1の(4)に基づく産地支援事業の事業実施計画の作成及び提出は、 別記様式第1号により行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業のうち薬用作物等地域特産作物産地 確立支援事業公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画は、 要綱第5の1の(4)に基づいた産地支援事業の事業実施計画とみなす。

2 産地支援事業の事業実施計画の重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業 費又は事業量の3割を超える変更をいうものとし、重要な変更に係る手続は1に 準じて行うものとする。

なお、生産局長は、1の事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を 受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するもの とする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知 するものとする。

3 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により、生産局長に提出するものとする。

- 4 3のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 5 3のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は事前に その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後に

おいても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにする ものとする。

### 6 リース事業に係る手続

# (1) リース事業者等の決定

## ア リース事業者

交付決定後に事業実施主体は、リース事業者に農業機械を納入する事業者 を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議して リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。ま た、事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を生産局長に提 出するものとする。

#### イ 農業機械の販売者

交付決定後に事業実施主体は、農業機械の改良を行う事業実施主体に農業 機械を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業 機械納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、 事業実施主体は、別記様式第4号により、入札結果報告を生産局長に提出す るものとする。

### (2) リース料助成金の支払

事業実施主体は、6の(1)のアの入札結果及びリース契約に基づき農業機械がリース利用者に導入され、当該リース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の2により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

#### (3) リース料助成金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

# 7 指導監督

生産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を委託している場合には管理主体)及びリース利用者(以下「事業実施主体等」という。)に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、生産局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

#### 8 助成金の返還等

生産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は 事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求める ことができるものとする。

また、生産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

- ア リース契約を解約又は解除したとき
- イ リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- ウ リース物件が消滅又は消失したとき
- エ 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- オ 生産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- カ 締結されたリース契約が、第1の5に定められたリース契約の条件に合致 しないことが明らかとなったとき
- キ 第7に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- ク リース事業において導入した農業機械が事業実施計画に従って適正かつ効 率的に利用されていないと判断されるとき
- ケ 実証の取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが 明らかになったとき

# 第6 事業の実施基準

本事業の実施基準は次に掲げるものとする

- 1 事業の実施
- (1) 事業実施主体は、第1に掲げる区分に基づき品目を選定し、第1の(1)の 取組に加え、品目毎の課題解決に資する第1の(2)から(5)までの取組を 必要に応じて行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を実施するものとする。
- 2 課題解決実証
- (1) 第1の1の(3) の取組の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象 品目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、その課題解決につながるよう留 意するものとする。
- (2) 実証に当たっては、効果的な技術実証となるよう、現地において有識者等による検討会を開催し、具体的な実証方法、評価方法等を検討するものとする。

### 第7 事業実施状況の報告

1 事業実施状況の報告

要綱第6の3に基づく事業実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業の結果、成果等について、別記様式第5号により行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

生産局長は、1の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、成果

目標が達成されていないと判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

#### 第8 事業の評価

- 1 要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第6号により作成し、同年度7月末日までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、 別記様式第7号に評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導する ものとする。

#### 第9 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、 実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権 の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権 等」という。)が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することと し、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱 うものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、 別紙様式第10号により遅滞なく生産局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部 を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲 渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱 いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

### 第10 収益納付

1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別紙様式第11号により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

- 2 生産局長は、1の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に 納付を命ずることができるものとする。
- (1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、 当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助 金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗 じて得た額
- (2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- 3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

### 第11 その他

1 不正行為に対する措置

生産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、 生産局長が別に定めるところによるものとする。

### 5 地域特産作物新需要創出産地支援事業

### 第1 事業の内容等

地域特産作物新需要創出産地支援事業(以下「新需要創出事業」という。)の 事業内容は以下のとおりとする。

#### 1 地区推進事業

次のうち1以上の取組とする。ただし、(2)、(3)、(4)、(5) 又は(6) の取組を行う場合には、併せて(1) に取り組むものとする。

### (1)新需要創出検討会の開催

事業実施主体は、事業全体の方針・内容、安定的な生産に向けた体制の整備、需要の創出・拡大に向けた取組等を検討するため、学識経験者、生産者、行政関係者、普及指導センター、農業関係者、実需者等の事業の推進に必要な構成員による検討会を開催するものとする。

なお、新需要創出検討会の構成員には、生産者、行政関係者及び実需者を必ず含めるものとする。

### (2)種苗等の供給体制整備

事業実施主体は、地域特産作物の需要の増加に対応して種苗等を安定的に供給するため、種苗の増殖、マニュアルの作成等を行うことができるものとする。 また、蚕の飼養頭数の増加のために必要となる桑について、その新植及び改植を実施することができるものとする。

# (3) 関連設備・農業機械の改良

事業実施主体は、新需要創出事業に取り組む産地における生産体制の整備に 資するため、市販されている農業機械又は既に事業実施主体若しくは事業実施 主体の構成員が所有している農業機械を改良すること及び事業実施主体若しく は事業実施主体の構成員が所有する既存設備を改修することができるものとす る。

なお、事業実施主体又は事業実施主体の構成員が自ら農業機械の改良を行う 場合には、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

# (4) 展示ほの設置

事業実施主体は、新たに地域特産作物の栽培に取り組む生産者に対する技術の普及に活用するために必要な展示ほを設置することができるものとする。

# (5)機能性成分の分析

事業実施主体は、地域特産作物の栽培指導等に資するため、生産された地域特産作物の機能性成分の含有量の分析等を実施することができるものとする。

### (6) 需要の創出・拡大のための調査

事業実施主体は、地域特産作物の機能性を活用した新たな需要の創出又は拡大のための調査等を実施することができるものとする。

### (7) マッチングの推進

事業実施主体は、地域特産作物の産地における取組やその機能性等の紹介及

び新たにその地域特産作物を利用しようとする実需者とのマッチングを図るための相談会等を実施することができるものとする。

# 2 全国推進事業

事業実施主体は、地域特産作物の新たな需要の創出・拡大のため、各産地の取組やその地域における地域特産作物の機能性等の紹介及び新たに地域特産作物を利用しようとする実需者とのマッチングを図るための相談会等を実施することができるものとする。

#### 3 事業の委託

1の(2)から(6)までの取組については、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、その構成員を除く。)に業務を委託することができる。なお、委託を行うに当たっては、補助金の額の50%未満とし、事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認められない。

#### 4 事業実施主体

- (1)要綱別表3のIの事業実施主体の欄の「協議会」及び「その他農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならないものとする。

### 5 対象作物の範囲

国内で地域性を活かして生産され、特徴ある機能性を活用することで新たな需要を生み出すことが出来る地域特産作物(ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、桑、いぐさ・畳表、油糧作物、染料作物、和紙原料作物等)を新需要創出事業の対象作物とする。

## 6 補助要件

新需要創出事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 受益農家及び事業参加者が、3戸以上であること。
- (2) 事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (3) 1 の (2) を実施するときは、種苗を計画的に供給するために必要な面積を確保すること。

#### 7 改良を行う農業機械の範囲

改良を行う農業機械の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次に掲げる農業機械は対象機械から除くものとする。

ア トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

- イ 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械
- ウ 販売業者により設定されている小売希望価格 (これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械
- エ 新需要創出事業による導入以前に利用された実績のある農業機械

8 補助率

補助率は、定額とする。

### 第2 助成

1 補助対象経費

補助対象経費は、事業に直接要する別紙6の経費であって新需要創出事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別紙6の費目ごとに整理するとともに他の事業 等の会計と区分して経理を行うこととする。

- (1) 新需要創出検討会の開催の実施に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、 役務費、雑役務費等とする。
- (2)種苗等の供給体制整備に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (3) 関連設備・農業機械の改良の実施に係る経費であって、備品費、事業費、役 務費、雑役務費等とする。
- (4)展示ほの設置に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、役 務費、雑役務費等とする。
- (5)機能性成分の分析に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、賃金、委託費、 役務費、雑役務費等とする。
- (6) 需要の創出・拡大のための調査に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、 賃金、委託費、役務費、雑役務費等とする。
- (7) マッチングの推進に係る経費であって、事業費、旅費、謝金、役務費、雑役 務費等とする。
- 2 次の取組は、国の助成の対象としない。
- (1) 国等の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている取組に 係る経費
- (2) 農産物の生産費補塡(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作 に係るものを除く。) 又は販売価格支持若しくは所得補償に係る経費
- (3) 販売促進のためにPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費
- (4) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に 要したことを証明できない経費

#### 第3 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、事業実施計画の承認を受けた年度内とする。

### 第4 成果目標

- 1 要綱第4の事業の成果目標の目標年度は、平成32年度とする。
- 2 要綱第4の事業の成果目標は次に掲げるとおりとする。
- (1) 地区推進事業

各事業実施主体が実施する区域(以下「受益地区」という。)において、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培面積又は生産量を平成28年度に比べて平成32年度までに10%以上の拡大を図ることとする。

(2) 全国推進事業

各事業実施主体は、対象作物に関する相談会等を1回以上開催することとする。

#### 第5 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の(1)に基づき新需要創出事業の事業実施計画を別記様式第1号により作成し、地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務所を経由して生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 要綱第5の1の(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第6の1に準じて行うものとする。
- (1) 事業又は取組の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3)補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- 3 要綱第5の1の(4)に基づき、全国推進事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画を別記様式第1号により作成し、生産局長に提出するものとする。また、重要な変更とは、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとする。

#### 第6 事業実施手続

- 1 事業の承認
- (1) 地方農政局長の承認

地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の2の事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業の薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- ア 第1の5の補助要件を全て満たしていること
- イ 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
- ウ 農業機械の改良を行うために必要な農業機械を購入しようとする場合は、 次の(ア)及び(イ)を満たすこと
- (ア) 当該購入対象農業機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実施期間にわたり、十分な利用が見込まれること

(イ) 当該購入対象農業機械の規模及び能力が、受益農家数、受益地区等から みて適正であり、かつ過大なものではないこと

### (2) 地方農政局長の通知

地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の者に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

### (3) 生産局長の承認及び通知

生産局長は、第5の3により全国推進事業を実施しようとする事業実施主体から提出された事業実施計画について、要綱第5の2の(1)に定める選定審査委員会において選定に係る審査を実施し、妥当であると認められる時は、これを承認し、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の者に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

なお、別に定める産地活性化総合対策事業の薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

### 2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」とい う。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、 交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、 地方農政局長(全国推進事業にあっては生産局長。以下2、3及び4において 同じ。)の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を 別記様式第3号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2)(1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業 実施主体は、事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が 確実となってから着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失 等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (3) 地方農政局長は、(1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
- (4) 全国推進事業の事業実施主体の事業の着手については、(1) から(3) までの規定を準用する。

#### 3 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体(管理を 委託している場合には管理主体)に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう 指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、 事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

# 4 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体が、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずることができるものとする。

- ア 農業機械の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- イ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- ウ 第8に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- エ 実証ほの取組が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

# 第7 事業実施状況の報告及び指導

- 1 地区推進事業の事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、別記様式第5号により事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業の実施状況を翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1による事業実施状況の報告の内容について審査し、事業の成果目標に対して進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し必要に応じ改善の指導を行うものとする。
- 3 全国推進事業の事業実施主体は、要綱第6の3に基づき、別記様式第5号により事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業の実施状況を翌年度の7月末日までに、生産局長に報告するものとする。
- 4 生産局長は、3による事業実施状況の報告の内容について審査し、事業の成果 目標に対して進捗が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し必 要に応じ改善の指導を行うものとする。

### 第8 事業の評価及び改善指導

- 1 地区推進事業の事業実施主体は、要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告について、別記様式第6号により作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に基づく事業 評価が成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているか

どうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価の内容について、 関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うもの とする。

なお、検討会の開催に当たり、事業評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。な お、公表は、別記様式第8号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第9号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長は、6により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、6による目標達成に向けた取組終了後、事業実施主体に再度 事業評価を提出させるものとする。
- 9 全国推進事業の事業実施主体は、要綱第7の7に基づく事業実施主体による事業評価及びその報告について、別記様式第6号により作成し、目標年度の翌年度の7月末までに生産局長に報告するものとする。
- 10 生産局長は、9の事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別記様式第7号に評価結果をとりまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

#### 第9 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、 実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権 の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権(以下「特許権 等」という。)が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することと し、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合に は、別紙様式第10号により遅滞なく地方農政局長又は生産局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。

- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得る

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

#### 第10 収益納付

- 1 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別紙様式第11号により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長又は生産局長に報告するものとする。なお、地方農政局長又は生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。
- 2 地方農政局長又は生産局長は、1の報告書に基づき、次に掲げる金額について、 事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。
  - (1) 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額 に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付さ れた補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除し て得た値を乗じて得た額
  - (2) 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額
- 3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長又は生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

# 第11 その他

1 不正行為に対する措置

地方農政局長又は生産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員 等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合に あっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、 生産局長が別に定めるところによるものとする。

# 補助対象経費

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直 接必要な試験・調査備品の 経費 ただし、リース・レンタ ルを行うことが困難な場合 に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。)やカタログ等を添付すること。・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体に義務をもって当該備品を管理者のときをもって当該備品を管理するは、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために 直接必要な会議等を開催す る場合の会場費として支払 われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために 直接必要な郵便代、運送代 の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直 接必要な実験機器、農業機 械、事務機器、ほ場等の借 り上げ経費	<ul><li>・対象となる機械等の借り上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。</li><li>・複数業者による見積合わせの実施等周辺市町村等の手続き規程等に準じ実施する</li></ul>

		こと。 ・ほ場の借り上げ費の単価の 設定根拠となる資料を添付すること。
農業機械の 開発・改良 費	事業を実施するために直 接必要な農業機械の開発・ 改良の経費	・第2の1の薬用作物産地確 立支援事業及び第2の5の 地域特産作物新需要創出産 地支援事業においては、農 業機械の開発は認めない。
リース助成 費	課題解決に必要な農業機 械のリース料助成の経費	・第2の1の薬用作物産地確 立支援事業においては、リ ース物件の対象となる農業 用機械の価格は、消費税を 除いて50万円以上又は原則 400万円未満とすること。
印刷製本費	事業を実施するために直 接必要な資料等の印刷費の 経費	・コピー使用料については、 支出単価等の設定根拠とな る単価表等資料を添付する こと。
資料購入費	事業を実施するために直 接必要な図書、参考文献の 経費	・新聞、定期刊行物等、広く 一般に定期購読されている ものは除く。
資材購入費	事業を実施するために直 接必要な種子・種苗、肥料、 農薬等の資材費の経費	・資材費の購入単価の根拠が わかる資料を添付すること。
原材料費	事業を実施するために直 接必要な試作品の開発や試 験等に必要な原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。 ・第2の1の薬用作物産地確立支援事業及び第2の5の地域特産作物新需要創出産地支援事業においては、試作品の開発・試験は認めない。
		作品の開発・試験は認めな

	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額(3万円未満)な物品の経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体・試験等に用いる少額(3万円未満)な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直 接必要な会議の出席または 技術指導等を行うための旅 費として、事業実施主体か ら依頼を受けた者に支払う 経費	る旅費規程(又は準用する 規程)を添付すること。 ・旅費の依頼・命令簿等によ り本事業の実施に必要な旅 行であることを明らかにす ること。
	専門員 旅費	事業を実施するために直 接必要な資料収集、各種調 査、打合せ、成果発表等の 実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、 専門的知識の提供、資料の 収集等について協力を得た 人に対する謝礼に必要な経費	<ul><li>・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li><li>・事業実施主体又は臨時雇用者等事業に参画する者に対する謝金は認めない。</li></ul>
賃金		事業を実施するために直 接必要な業務を目的として 本事業を実施する事業実施 主体が雇用した者に対して 支払う実働に応じた対価 (日給又は時間給)の経費	・事業実施主体内の賃金支給 基礎による場合であって も、労働の対価として労働 時間に応じて支払う経費以 外の経費(ボーナス、住宅 手当、退職給付引当金等) については、認めない。 ・賃金の単価の設定根拠とな る資料を添付すること。

			・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、 第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業の全部又は根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直 接必要かつ、それだけでは 本事業の成果とは成り立た ない分析、試験、加工等を 専ら行う経費	・試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直 接必要な謝金等の振り込み 手数料	
	印紙代	事業を実施するために直 接必要な委託の契約書に貼 付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために直 接新たに雇用した者に支払 う社会保険料の事業主負担 分の経費	

通勤費	事業を実施するために直	・通勤費支払の根拠となる規
	接新たに雇用した者に支払	程(又は準ずる規程)及び
	う通勤の経費	経路図を添付すること。

- 1. 賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2. 上記の表に掲げる経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
- (1) 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- (2)補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合